

地域見守り活動に関する協定

逗子市（以下「市」という。）、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）、逗子警察（以下「警察」という。）及び株式会社スズキヤ（以下「協力事業者」という。）は、地域見守り活動に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、支援が必要な状態にある又は支援が必要な状態にあると推察される者や世帯を行政等の適切な支援につなげ、地域住民の福祉を推進するための市、社協、警察及び協力事業者の連携について、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 本協定の取組内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 協力事業者は、移動スーパー、ネットスーパー及び宅配サービス実施時に高齢者や子ども等の見守りに努めるとともに、個人宅等を訪問した際、玄関等に郵便物や新聞が溜まっていたり異常な音や声がしたりする等、日常とは異なる様子が感じられ、かつ、他に支援の形跡のない世帯を発見したときは、速やかに市に状況を通報し、併せて別記様式により市に報告する。ただし、事件・事故等の危険を察知したときや生命の危険が予見される等緊急の対応を要するときは、逗子警察署又は逗子市消防署に直接状況を通報するものとし、併せてその状況を別記様式により市に報告する。
- （2） 協力事業者からの報告を受けた市及び警察は、社協を交えて相互に連携し、必要に応じて現地の確認を行うとともに、支援が必要な場合には支援を行う。
- （3） 協力事業者は、本協定による見守り活動を行う中で、高齢者を中心とした地域住民の買い物における不便の解消や従業員に対する認知症の理解促進等の取り組みに努める。

（対象地域）

第3条 本協定の対象地域は、逗子市全域とする。

（費用負担）

第4条 第2条に定める協力事業者から市への報告のために発生する通信費（電話代、ファックス代）については、協力事業者が負担する。

（免責）

第5条 市、社協、警察及び協力事業者は、第2条の規定による取組内容に関し発生した結果について、一切の責任を負わない。

(秘密保持)

第6条 市、社協、警察及び協力事業者は、本協定に基づく活動において、知り得た個人情報を本人の事前の承諾を得ず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、第2条第1号に基づき逗子警察署や逗子市消防署に通報するときは、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後においても同様とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から2025年3月31日までの間とする。ただし、有効期間の満了する日の1か月前までに、市、社協、警察及び協力事業者のいずれからも延長しない旨の申出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じたときは、市、社協、警察及び協力事業者が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市、社協、警察及び協力事業者が各々記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年(令和6年) 月 日

市 逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長

社協 逗子市桜山5丁目32番1号
社会福祉法人逗子市社会福祉協議会
会長

警察 逗子市桜山4丁目8番41号
逗子警察署長

協力事業者 逗子市逗子6丁目5番3号
株式会社スズキヤ
代表取締役会長